



発行内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件

(財務・農林水産)

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件(同二)

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同三)

○農業近代化資金通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(農林水産四九)

○漁業近代化資金通法施行規程の一部を改正する件(同五〇)

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同五一)

〔その他告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件(総務一二)

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件(農林水産五二)

○道路に関する件(東北地方整備局五)

内閣

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示(東北地方整備局九州地方整備局公示(九州地方整備局)産 業

産 業

日本産業規格(経済産業省)

国家試験

令和八年度衆議院法制局職員採用総合職試験公告(衆議院法制局)

国土調査の成果の認証の公告(国土交通省)

日本国に帰化を許可する件(法務省告示配四)

〔公 告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係会社その他

法規的告示

○財務省告示第一号

農林水産省告示第一号 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年農林水産省告示第三十五号(株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。 令和八年一月二十日 財務大臣臨時代理 農務大臣 上野賢一郎 農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

Table with 2 columns: '改正後' and '改正前'. Each column contains a table with '償還期限' and '利率' rows, detailing interest rate changes for various loan terms.

十一年を超え十二年以下	年二分五毛
十二年を超え十三年以下	年二分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年二分二厘五毛
十五年を超え十六年以下	年二分三厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分四厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分五厘
(新設)	(新設)

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金(同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

五年以下	年一分五厘五毛
五年を超え七年以下	年一分六厘五毛
七年を超え八年以下	年一分七厘五毛
八年を超え九年以下	年一分八厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分九厘五毛

十一年を超え十三年以下	年一分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分五毛
十六年を超え十七年以下	年二分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分二厘
(新設)	(新設)

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金(同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

六年以下	年一分三厘五毛
六年を超え七年以下	年一分四厘五毛
七年を超え八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え十年以下	年一分六厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分七厘五毛

十一年を超え十二年以下	年二分五毛
十二年を超え十三年以下	年二分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年二分二厘五毛
十五年を超え十六年以下	年二分三厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分四厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分五厘
(新設)	(新設)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省告示第二号

農林水産省告示第二号
 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省告示第十七号(農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件)の一部を次のように改正する。
 令和八年一月二十日
 財務大臣臨時代理
 国務大臣 上野賢一郎
 農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利率は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率(その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント)により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利率は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率(その利率が年三・四五パーセントを超える場合は、年三・四五パーセント)により計算した金額のものとする。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省告示第三号
○農林水産省告示第三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。
令和八年一月二十日

財務大臣臨時代理
国務大臣 上野賢一郎
農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・四五パーセントを超える場合は、年三・四五パーセント）により計算した金額のものとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千八百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。
令和八年一月二十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成に相当する率を控除した率が年二分五厘以内となる資金にあつては、年三分七厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成に相当する率を控除した率が年二分二厘以内となる資金にあつては、年三分四厘五毛とする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五十号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。
令和八年一月二十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(貸付利率の上限)			
第七條 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。			
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
一 令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
二 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分五厘	二 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分二厘
三 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
四 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘
五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘

六 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘	六 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘
七 令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分五厘	七 令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分二厘
八 令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分五厘	八 令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分二厘
九 令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分五厘	九 令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分二厘
十 令第二条の表の第七号に掲げる資金(次号に掲げる資金を除く。)	年二分五厘	十 令第二条の表の第七号に掲げる資金(次号に掲げる資金を除く。)	年二分二厘
十一 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘	十一 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金金融法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五十一号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号(農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件)の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘とする。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の第三項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十日

総務大臣 林 芳正

一名 称 アメリカ合衆国における日米共同統合演習(指揮所演習)参加部隊

二 国外派遣期間 令和八年一月二十一日から令和八年二月七日まで

三 派遣人数(概数) 九十人程度

四 派遣地 域 アメリカ合衆国ハワイ州

○農林水産省告示第五十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)第五条第九項の規定に基づき、令和七年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

品 種 平均売買価格(消費税額分を含む。)

黒毛和種 一頭につき、七一五、五〇〇円

褐毛和種 一頭につき、六五二、九〇〇円

乳用種の品種 一頭につき、二一八、〇〇〇円

肉専用種と乳用種の交雑の品種 一頭につき、四四八、五〇〇円

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十日

東北地方整備局長 西村 拓

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名 供用開始の期日 供用開始の区間 図面縦覧場所

四号及び百四号 青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平五番一ニから同町大字剣吉字堤ノ上一六番一まで 令和八年一月二十日 森河川国道事務所

人事異動

内閣

内閣府大臣補佐官に任命する 中田 宏

小野田内閣府特命担当大臣を補佐させる 三上 正裕

式部官長に任命する 伊原 純一

式部官長 願に依り本官を免する 井垣 洋美

清水 俊貴 井登 美奈

藤田まり絵 井登 美奈

藤崎 彩菜 吉見 珠美

山部 佑輝 大塚 真史

上甲有香里 坪田 良佳

土屋 利英 小野 香里

大野万紀子 岡田 眞生

岸田 朋美

田村 乃奈

木内 悠介

摸利 純史

島崎 早織 岡村 祐衣

大竹 文香 加納 紅実 増崎 浩司

松浦 佑樹 松浦 絵美 中山さほ子

松野 豊 足立 賢明 中澤 崇晶

田屋 茂樹 彦田まり恵 津田 葉月

内藤 秀介 細包 寛敏 田中 慶太

(東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事) 判事補兼簡易裁判所判事 下山 雄司

(同)同 (東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事)同 平井美衣瑠

(横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事)同 葛西 正成

(さいたま家庭裁判所判事補兼さいたま地方裁判所判事補・熊谷簡易裁判所判事)同 野田 翼

藤田 一真

叙位・叙勲

〇叙位

(和歌山工業高等専門学校名譽教授)

従四位に叙する 萩原 勝 小野 忠彦 吉川 壽洋
従五位に叙する(各通) 伊計 光義 浦野 博司 河先 進
藤上 惠三 堀江 光明 河口 陽一
正六位に叙する(各通) 安東 邦夫 伊賀上貞利 池田 英行
大田 通祥 掛川 登 上戸 誠次
幸林 周逸 後藤 昭吾 武田吉太郎
永谷 格夫 長谷川清昭 原口 正美
福田 一正 宮崎 徹
従六位に叙する(各通) 寒河江純司
正七位に叙する(以上七年十二月十一日) 金品 昌志
(徳島大学名誉教授)
正四位に叙する 岩井 武 大谷 喜男 鴨志田 太
木代 俊道 坂田 喜信 清水 昭一
田代 勇
正六位に叙する(各通) 安達佳久男 岩下 保 岡 幹雄
岡部 宏 尾城 和雄 木森 重勝
田村 靖一 眞島 修一 道上 外人
従六位に叙する(各通) 玉造 福壽 松田 史郎
従七位に叙する(各通)(以上七年十二月十二日)
従四位に叙する 瀨戸 正胤
従五位に叙する 平岡 克也
正六位に叙する(各通) 岩村 好美 加藤 雄三
白井 皓三 瀬田 良宏 東内 省藏
鳥本 優至 中野 敬生 成田 友治
信重 勝一 原田 稔 藤澤喜一郎
前島 正治 町田 研志 松野 孝明
従六位に叙する(各通) 大塚 正膳 佐藤 實 南條 裕
正七位に叙する(各通)(以上七年十二月十三日)

正五位に叙する 上原 直
従五位に叙する 和田 憲二

正六位に叙する 浅野 馨 大石 之治 川本 克己

従六位に叙する(各通) 榑田 道夫 山崎 清隆
正七位に叙する(以上七年十二月十四日) 齊藤 均
大谷 弘義

従五位に叙する 北澤 宏
正七位に叙する(以上七年十二月十五日) 落合 秀雄
正六位に叙する(七年十二月十六日) 岩井 恒夫 島津 幸廣

従六位に叙する(各通) (岩手県奥州金ヶ崎行政事務組 合消防司令) 及川 正範
従七位に叙する(以上七年十二月十七日) 〇叙勲

瑞宝双光章を授ける(各通)(七年十二月十一日) 浦野 博司 小野 忠彦
河口 陽一 寒河江純司
大谷 喜男 鴨志田 太 木代 俊道
清水 昭一 田代 勇 松田 史郎

瑞宝双光章を授ける(各通) 岡 幹雄 玉造 福壽
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上七年十二月十二日) 平岡 克也

瑞宝小綬章を授ける 岩村 好美 佐藤 實 鳥本 優至
瑞宝双光章を授ける(各通) 大塚 正膳
瑞宝単光章を授ける(以上七年十二月十三日) 上原 直 小野 輝雄 山崎 清隆
瑞宝双光章を授ける(各通) 齊藤 均
大谷 弘義

瑞宝単光章を授ける(以上七年十二月十五日) (岩手県奥州金ヶ崎行政事務組 合消防司令) 及川 正範
瑞宝単光章を授ける(七年十二月十七日)

皇室事項

歌会始の儀

一月十四日午前十時三十分、宮中において、歌会始の儀を行われた。
御製、御歌、皇族の詠進歌、召人、召人控及び選者の詠進歌並びに選歌は、次のとおりである。

御製

天空にかがやく明星眺めつつ新たな年の平安祈る

皇后宮御歌

メダル掛け笑顔明るき選手らに手話で伝へる祝ひのことは

夜明け前一番鶏の鳴く声にアンルーナイの一日始まる

雨降れば部屋で工作紙芝居「あそびのひろば」は明るい広場

日本語を学ぶラオスの子どもら明るき声は教室に満つ

ブラジルと日本で会った子どもら明るい未来幸せ願ふ

薄明かり黄昏とんぼは橋のうへ青くつきりと俊敏に飛ぶ

夕暮れて富士登山する人多く列なす明りうごきゆく見ゆ

江戸川に打ち上げられし満開の花火明るし笑顔眩しき

祖父宮の語りたまひし異国の砂の文明間近に迫る

佐渡島ほのぼの白く明けゆきて餌場に朱鷺の舞ひ降りきたり

参道を明るく照らす望の月見返ればはるか茜さす富士

御杣山明るむ天に杣人の声ひびきたり「一本寝るぞ」

あな尊 茜に雲は染まりをり明日船出を言祝ぐがごと

召人控

召人

召人

召人控

皇 嗣 皇 嗣 妃 愛子内親王 佳子内親王 悠仁親王 正仁親王妃 華子 寛仁親王妃 信子 彬子女王 承子女王 久子 上野 誠

うるほひを含む大空の明るさがもう移ろひの季節と告げる

また俺を置いていくのか明晰夢と知りつつ言へばふつと笑ひぬ

東京に日出国新聞とふありて号外も出す明治なりける

明け方のすべての音を引き連れて今し列車は鉄橋わたる

さざんくわの幹しらじらと立ちてをりきぞの夜ありし月の明かりに

選 歌（詠進者生年月日順）

大地震にたふれし明日檜の年輪を百までかぞふ製材前に

訪ふたびに明日は行くと言ひし子の席空きしまま授業終へたり

夜明け前この世の息を吸ひ初めしみどり児腕に子は父となる

スクリーンに明朝体の文字並びブークの音のしない教室

停電の長びく夜に寡黙なる父が星座に明るきを知る

演劇部照明係の娘が照らす舞台のベンチをカメラに収む

静かなり一夜で変はる北の町障子戸越しの雪明りかな

せがまれし地雷処理車の説明になくなるよと前置きをせり

真つ青な葉紐あり文明は川より生まれ出づるをおもふ

明礬の再結晶の実験は君への恋を形にしている

御答信

天皇陛下から令和七年十一月二十七日フィリピン大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、一月五日御答信があった。

選 者 三枝 昂之

選 者 永田 和宏

選 者 今野 寿美

選 者 栗木 京子

選 者 大辻 隆弘

石川県 室木 正武

京都府 中川 文和

東京都 八木 訓子

茨城県 菅野 公子

青森県 坂本 美弦

埼玉県 穂山 順子

新潟県 鈴木 好行

石川県 和田 実希

神奈川県 新堀 笙子

新潟県 本間 優大

御答電

天皇陛下から令和七年十一月四日タイ国王陛下へ発せられた御弔電に対し、一月五日御答電があった。

天皇陛下から令和七年十二月十六日コートジボワール大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月五日御答電があった。

官 庁 報 告

官 庁 事 項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日

東北地方整備局長 西村 拓

(一) 道 路 の 種 類 一般国道

(二) 路 線 名 四号及び百四号

(三) 占用を制限する区域

区 域

備 考

青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平五番一、二から同町大字剣吉字堤ノ上一、六番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和八年一月二十日

(七) 図 面 縦 覧 場 所 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日

九州地方整備局長 垣下 禎裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線の名 十号
- (三) 占用を制限する区域 区 備 考

佐伯市直川大字上直見字大境向上一五九二番一から同市直川大字上直見字大境向上一五八六番一まで

- (四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (六) 占用の制限の開始の期日 令和八年一月二十一日
- (七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

産 業

日本産業規格

令和8年1月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和8年1月20日 経済産業大臣臨時代理 国務大臣 小野田紀美

記

制定された日本産業規格

- （日本産業標準調査会審議）
- 低圧電気設備—第7—710部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—医用場所 C 0364—7—710
- 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード） C 60529
（認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出）
- 定格電圧450/750V以下の電気ケーブル試験方法 C 63294

改正された日本産業規格

- （日本産業標準調査会審議）
- くぎ A 5508
- コンクリート用火山ガラス微粉末 A 6209
- 滑り軸受—巻きプシュー第2部：外径・内径の算出に必要なデータ及び図示方法 B 1584—2
- 滑り軸受—巻きプシュー第5部：外径の測定方法 B 1584—5
- 滑り軸受—巻きプシュー第6部：内径の測定方法 B 1584—6
- 滑り軸受—巻きプシュー第7部：肉厚プシューの肉厚の測定方法 B 1584—7
- 金属材料のシャルピーVノッチ衝撃試験—計装化シャルピー衝撃試験機 B 7755
- 円筒形多層圧力容器—第2部：特定規格 B 8248—2
- ガスヒートポンプ冷暖房機 B 8627
- 低圧電気設備—第7—702部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—水泳プール及び噴水 C 0364—7—702
- 低圧電気設備—第7—708部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所 C 0364—7—708
- 電力量計（変成器付計器）—第2部：取引又は証明用 C 1216—2

- 交流電子式電力量計—精密電力量計及び普通電力量計—第2部：取引又は証明用 C 1271—2
- 交流電子式電力量計—超特別精密電力量計及び特別精密電力量計—第2部：取引又は証明用 C 1272—2
- 交流電子式無効電力量計—第2部：取引又は証明用 C 1273—2
- 最大需要電力計—第2部：取引又は証明用 C 1283—2
- 照明器具—第2—2部：埋込み形照明器具及び埋込み形空調照明器具に関する安全性要求事項 C 8105—2—2
- 表面化学分析—全反射蛍光X線分析法（TXRF）によるシリコンウェーハ表面汚染元素の定量方法 K 0148
- 表面化学分析—シリコンウェーハ表面からの金属の化学的回収方法及び全反射蛍光X線（TXRF）分析法による定量方法 K 0160
- プラスチック—ポリウレタン原料芳香族イソシアネート試験方法—第4部：トルエンジイソシアネート（TDI）の異性体比率の求め方 K 1603—4
- 防せい（錆）油 K 2246
- 軟質発泡材料—第9部：抗菌効果の求め方 K 6400—9
- プラスチック—比較可能なマルチポイントデータの取得及び提示—第3部：特性への環境影響 K 7141—3
- 適合性評価—日本産業規格への適合性の認証—分野別認証指針（プレキャストコンクリート製品） Q 1012
- 包装用布粘着テープ Z 1524

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖繩総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

- （日本産業標準調査会審議）
- 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード） C 0920
- 定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第2部：試験方法 C 3662—2
- 定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル—第2部：試験方法 C 3663—2
- 照明器具—第2—19部：空調照明器具に関する安全性要求事項 C 8105—2—19

国 隊 誠 録

令和8年度衆議院法制局職員採用総合職試験公告

令和8年度衆議院法制局職員採用総合職試験について次のとおり告知する。

令和8年1月20日 衆議院法制局

- 1 試験の名称 衆議院法制局職員採用総合職試験
- 2 職務内容等 衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要なが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

- 3 採用及び待遇
 - (1) 採用予定人員 若干名
 - (2) 採用予定年月日 令和9年4月1日
 - (3) 待遇 初任給は行政職給料表(→)2級1号給で、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）に合格し、採用された政府職員と同待遇。

大学卒業後、法科大学院等の大学院修了者については学歴加算、社会人としての勤務経験を積んだ者については経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。

4 受験資格

(1) 受験資格

- ① 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- ② 平成17年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの
 - a 大学を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - b 衆議院法制局長がaに掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国会職員法第2条の規定により国会職員となることができない者

5 試験内容

(1) 第1次試験

- ① 試験日 令和8年3月8日(日)
- ② 試験地 東京都及び北京市
- ③ 試験内容
 - a 基礎能力試験(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知識並びに社会、人文及び自然に関する一般知識)(多肢選択式)
 - b 専門試験(憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学)(多肢選択式)

④ 合格者発表 令和8年3月13日(金)

(2) 第2次試験(第1次試験合格者に対して行う。)

- ① 試験日 令和8年3月20日(金・祝)
- ② 試験地 東京都
- ③ 試験内容

- a 論文試験 憲法(1題)、行政法(1題)、民法(1題)
- b 面接試験 なお、面接試験の参考とするため、性格検査を実施する。

④ 合格者発表 令和8年3月30日(月)その際、合格者には、第3次試験の試験日を個別に指定する。

(3) 第3次試験(第2次試験合格者に対して行う。)

- ① 試験日 指定する日
- ② 試験地 東京都

③ 試験内容

- a 口述試験 憲法を中心とする法律問題
- b 面接試験

④ 最終合格者発表 令和8年4月中に各人に可否を通知する。

6 受験手続

(1) 第1次試験

① 申込方法

受験申込は原則インターネットによる。衆議院法制局ホームページからインターネット応募サイトにアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力し、送信すること。

詳細については、衆議院法制局ホームページに掲載する。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、申込受付期間内に申し出ること。

② 受付期間

令和8年1月23日(金)から2月24日(火)まで

※ 受付期間中に申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

(2) 第2次試験

第2次試験の受験の際には、事前に面接カードを提出すること。面接カードの提出方法については、第1次試験合格者発表時に合格者に知らせる。

(3) 第3次試験

第3次試験の受験の際に、大学を卒業した者又は卒業する見込みの者は大学の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書(大学院を修了した者又は大学院生の場合は、大学院の修了証明書又は修了見込証明書及び成績証明書も併せて)、その他の者は大学の成績証明書の内容に相当するものを提出すること。いずれも、試験当日に持参すること。

(4) その他

- ① 試験の詳細については、衆議院法制局ホームページを参照すること。
- ② 受験に際し、病気、負傷や障害等により何らかの措置を必要とする場合は、受験申込時にその旨を申し出ること。

7 問合せ先

衆議院法制局法制企画調整部総務課(衆議院第二別館9階)〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 Tel 03-3581-1570

E-mail sk0008@shugiinjk.go.jp

※ 添付ファイルは受け取れないので注意すること。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第一項の規定により令和八年一月五日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年一月二十日

国土交通大臣 金子 恭之

- 養父市(八鹿町小佐の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(奥米地の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(建屋及び能座の各一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(万千里の一部)の地籍図及び地籍簿
- 豊岡市(出石町荒木2015)の地籍図及び地籍簿
- 〃(但東町西谷2016)の地籍図及び地籍簿
- 朝来市(田路の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(土八代の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(和田山町筒江の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(左囊の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(和田山町久留引・和田山町殿・和田山町安井・和田山町加都の各一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(山東町未蔵の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(和田山町占井の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(和田山町竹ノ内の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(和田山町寺谷の一部)の地籍図及び地籍簿
- 〃(多々良木の一部)の地籍図及び地籍簿

邦務省在日區籍四科

邦記の者の申請に係る日本国に帰化の件が、これを許可する。

- 令和八年一月二十日 邦務大臣 平口 洋
- 住所 三重県四日市市 會静 昭和47年11月21日生
- 住所 東京都町田市 金樹珍 昭和48年10月17日生
- 住所 静岡県駿東郡清水町 エドガー・ケンジ・タナカ 昭和54年1月5日生
- グスタヴォ・ケン・タナカ 平成18年6月2日生
- ダニエレ・ユカリ・タナカ 平成21年10月12日生
- カイオ・レン・タナカ 平成24年10月13日生
- 住所 愛知県江南市 チュ・ミン・タイ 昭和59年3月2日生
- チュ・フ・ミン 平成27年2月16日生
- 住所 愛知県江南市 チュ・リ・アン 令和3年3月16日生
- 住所 群馬県邑楽郡明和町 ハラグチ・スヴェトラナ・アレクサンドロヴナ 昭和47年10月29日生
- 住所 兵庫県三田市 ダン・スアン・ミン 昭和56年8月23日生
- リオン・ティ・ゴック・ハー 昭和59年11月16日生
- ダン・バオ・ゴック 平成28年3月18日生
- 住所 川崎市川崎区 チャン・トユアン・アン 平成6年8月15日生
- 住所 静岡市清水区 ゲン・ティ・キュウ・ティエン 昭和61年1月10日生
- 住所 横浜市戸塚区 カオ・ホアン・ティエン・フォン 昭和60年6月14日生
- 住所 東京都品川区 ゲン・ティー・ホアン・マイ 平成3年3月24日生
- 住所 東京都港区 チャン・ティ・クイン・ヌー 平成3年6月29日生
- 住所 川崎市高津区 ソリアニク・パベル・セルゲイエビッチ 昭和59年10月22日生
- ブルミストロワ・ピクトリア・ウラジミロブナ 昭和62年7月24日生
- 住所 大阪府豊中市 ハカン・テキン 平成5年7月31日生

住所 栃木市
グエン・ティ・ホア 平成8年9月8日生

住所 東京都品川区
張徳任 平成11年12月28日生

住所 東京都品川区
司徒杏怡 平成7年2月24日生

住所 横浜市戸塚区
ボ・ティ・フォン・トゥイ 平成2年12月25日生

住所 茨城県つくば市
黄曉華 昭和44年11月4日生

住所 神奈川県小田原市
モワヘディ・アマディ・メディ 昭和44年8月23日生

住所 大阪市中央区
薛斯予 平成21年3月24日生

住所 大阪市中央区
陳就実 平成15年7月19日生

住所 大阪市西区
王華雲 昭和52年2月2日生
葉禹彤 平成18年7月30日生
葉禹辰 平成23年4月5日生

住所 東京都八王子市
白陽一 平成7年8月30日生

住所 東京都渋谷区
河葵衣 平成9年7月17日生

住所 神奈川県秦野市
アリニー・オオタ 昭和61年7月21日生

住所 横浜市磯子区
黄忠弘 平成18年2月28日生

住所 神奈川県鎌倉市
張哲 昭和52年2月13日生

住所 川崎市多摩区
チョー・テッ・アウン 平成5年4月5日生

住所 川崎市中原区
ジェイ・カルロ・パバラン・トレンティノ 昭和47年8月2日生

住所 川崎市高津区
洪基杓 昭和13年8月12日生
朴信子 昭和20年1月6日生

住所 川崎市宮前区
洪炫一 昭和41年7月16日生

住所 千葉県流山市
陳翠美 昭和62年7月10日生

住所 千葉県流山市
ウッダブ・ウブレティ 平成元年8月24日生

住所 東京都中野区
鄭由香 昭和47年8月25日生

住所 東京都新宿区
劉鳴 平成5年3月13日生

住所 東京都東久留米市
阿英嘎 昭和60年9月24日生

住所 千葉県松戸市
楊寧 昭和56年7月31日生
楊斯喬 平成23年5月23日生
楊皓翔 平成28年6月28日生

住所 仙台市青葉区
張慧慧 昭和58年5月9日生

住所 東京都荒川区
趙智賢 昭和63年2月3日生
全瑤 平成6年10月18日生

住所 東京都江東区
袁子燁 平成7年12月8日生

住所 愛知県常滑市
アイバン・ラシェル・パガ・ネッパ 平成8年12月4日生

住所 愛知県一宮市
エリカ・ナガタ 昭和50年1月30日生

住所 千葉県市川市
ヘイゼル・ジョイス・ヒボリト 平成11年5月23日生

住所 大阪府茨木市
崔真玉 昭和43年4月21日生

住所 大阪市淀川区
キラン・アンドリュウ・ウッド 平成2年7月31日生

住所 東京都八王子市
河環璋 昭和36年7月22日生

住所 東京都杉並区
李宗鎬 昭和50年12月15日生
李有怡 平成27年4月10日生
李健真 平成29年11月22日生

住所 東京都北区
瀋婧竹 平成5年8月31日生

住所 名古屋市千種区
趙顯寛 平成6年4月13日生
趙顯能 平成11年8月12日生

住所 東京都文京区
張丹 昭和61年9月5日生
朱澈 平成28年7月23日生

住所 名古屋市港区
マナミ・リム・イワセ 平成4年4月24日生
ユイ・ミヤン・イワセ・ティムバン 平成25年5月1日生

住所 東京都足立区
マディナグ・ジャナニ・ウッカルシャ・イン
ディワリ 平成5年8月1日生

住所 東京都練馬区
ウーゴ・アレシヤンドレ・パイヴァ・ジ・ア
シース 平成元年2月12日生

住所 東京都墨田区
グリシテル・ナシ・ソリス・カツマタ 平成7年6月27日生



記 録 部

金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により、次のように公示する。

1. 供託者の商号 Avenue Japan Limited
2. 住所 中華人民共和国香港特別行政区、セントラル、コンノート・プレイス8、ツウ・エク スチェンジ・スクエア、スイート3608 a
3. 代表者の氏名 代表取締役 汪 世澤
4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
5. 上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3437号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年7月20日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁監督局資産運用課に提出されたい。
6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。

令和8年1月20日

金融庁長官 伊藤 豊

適格機関投資家等特例業務届 出者に対する処分の公告

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第2項の規定により特例業務届出者とみなして適用される金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の5第3項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第6項の規定により公告する。

1. 業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等
・商号又は名称 セノーテキャピタル株式会社
・住所又は所在地 東京都中央区築地2-15-15セントラル東銀座709号
2. 業務廃止命令年月日
令和7年12月23日
令和8年1月20日

関東財務局長 後藤 健二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第3151号

東京都千代田区九段北1丁目13番5号
申立人 あおぞら債権回収株式会社
本籍埼玉県白岡市上野田1722番地、最後の住所茨城県古河市磯部1374番地2、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和4年12月26日、出生の場所埼玉県南埼玉郡日勝村、出生年月日昭和25年9月20日、職業不明
被相続人 亡 磯井 浩
事務所茨城県古河市本町1丁目4番4号小野寺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小野寺信次
催告期間満了日 令和8年7月29日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年（家）第15211号

新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓6958番地
申立人 西蒲原福祉事務組合
本籍新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田2756番地、最後の住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田2755番地1、死亡の場所新潟県燕市、死亡年月日令和5年1月16日、出生の場所新潟県西蒲原郡弥彦村、出生年月日昭和26年5月2日、職業無職
被相続人 亡 阿部 静雄
事務所新潟県三条市興野1丁目14番34号ひめさゆり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 谷口 雅大
催告期間満了日 令和8年7月31日
新潟家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第1号

静岡市葵区昭府2丁目4番1号
申立人 新栄道路標識株式会社
代表者代表取締役 崎山 裕二
権利を争う旨の申述の終期 令和8年4月24日
令和7年12月24日 静岡簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 B U67310
金額 279,400円
支払期日 令和7年6月30日
支払地 静岡県静岡市葵区御幸町8
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行静岡中央支店
振出日 令和7年2月28日
振出地 静岡県静岡市
振出人 セイトー株式会社 代表取締役 佐藤利明
受取人 新栄道路標識株式会社
裏書人 新栄道路標識株式会社 代表取締役 崎山 裕二
被裏書人 株式会社キタムラ産業
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届けてください。

令和7年(家)第69号

釧路市光陽町1番13号
申立人 石川 和男
本籍北海道釧路市寿1丁目10番地20、最後の住所旭川市春光町3区2条1番地
不在者 石川 育男
昭和35年1月7日生
届出期間満了日 令和8年5月31日
旭川家庭裁判所

令和7年(家)第1037号

北海道帯広市西4条南10丁目34番地 センターシティI 鈴木茂雄法律事務所
申立人 鈴木 茂雄
本籍北海道中川郡幕別町新町132番地、最後の住所北海道上川郡清水町字清水第4線44番地
不在者 細田 蓮持
昭和20年11月26日生
届出期間満了日 令和8年4月30日
釧路家庭裁判所帯広支部

令和7年(家)第136号

福島県郡山市富田東5丁目48番地
申立人 坂井 美奈
本籍宮城県大崎市松山千石字松山355番地、最後の住所宮城県大崎市古川南町4丁目1番16号ササキハイム102号
不在者 鎌田 勇三
昭和27年4月12日生
届出期間満了日 令和8年5月7日
仙台家庭裁判所古川支部

令和7年(家)第463号

埼玉県行田市大字荒木2177番地5
申立人 小林 清
本籍埼玉県行田市大字荒木1973番地、最後の住所埼玉県行田市大字荒木2177番地5
不在者 小林 修
昭和48年5月27日生
届出期間満了日 令和8年4月26日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第784号

東京都北区浮間5-16-6 サンシユ浮間コーポ505
申立人 土橋 修逸
本籍千葉県鎌ヶ谷市中央1丁目928番地1317、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市中央1丁目19番32号
不在者 土橋 敏恵
昭和16年3月22日生
届出期間満了日 令和8年4月24日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第8841号

千葉県松戸市新松戸6丁目251番地
申立人 二木 友江

本籍東京都江東区大島8丁目400番地、最後の住所不明
不在者 鈴木 静江
大正13年11月13日生
届出期間満了日 令和8年5月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第9352号

大阪府枚方市招提元町2丁目5番31号
申立人 渡邊 弥穂
本籍大阪府大阪市中央区難波2丁目30番地、最後の住所不明
不在者 渡邊スミ子
昭和3年1月18日生
届出期間満了日 令和8年5月6日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第339号

静岡県島田市幸町17番の23
申立人 鈴木 早苗
本籍静岡県島田市幸町17番地3、最後の住所静岡県島田市幸町17番の23
不在者 鈴木 千曉
昭和49年3月14日生
届出期間満了日 令和8年5月11日
静岡家庭裁判所島田出張所

失踪宣告

令和7年(家)第1369号

本籍島根県松江市中原町87番地、最後の住所神奈川県鎌倉市岡本1ノ1
不在者 青山 圭三
昭和10年2月27日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第136号

本籍静岡県浜松市浜名区高畑491番地、最後の住所静岡県浜松市浜名区高畑491番地
不在者 戸田 徹也
昭和36年8月26日生
令和7年12月19日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

令和6年(家)第864号

本籍福井県小浜市小浜住吉62番地1、最後の住所大阪府堺市大浜北町3丁10番15号大浜パークハイツ206号室
不在者 川村 英夫
昭和26年4月10日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

令和7年(家)第675号

本籍岡山県津山市大岩511番地、最後の住所不明
不在者 花谷 町子
昭和5年1月18日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所津山支部裁判所書記官

令和7年(家)第23号

本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明
不在者 水本初太郎
明治35年8月8日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所天草支部裁判所書記官

令和7年(家)第24号

本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明
不在者 水本トナエ
明治37年7月16日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所天草支部裁判所書記官

令和7年(家)第25号

本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明
不在者 水本ウチエ
昭和7年8月31日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所天草支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第79号

本籍栃木県佐野市御神楽町639番地4号、住所栃木県足利市田中町703番地 サウスピラ1-206
申立人(失踪者) 関 久二子
昭和26年2月26日生
令和7年12月24日失踪宣告取消審判確定
宇都宮家庭裁判所足利支部裁判所書記官

令和7年(家)第360号

本籍広島県広島市中区吉島西2丁目738番地の9、住所横浜市神奈川区松見町1-35-6 タウンヒル持丸202号
申立人(失踪者) 福塚加代子
昭和26年11月5日生
令和7年8月23日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人から別紙目録表示の権利について公
示催告をしたところ、定められた下記権利の届出
の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨
の申述をする者がなかったため、前記権利は失権
する。

令和7年(へ)第1号

岩手県二戸郡一戸町女鹿字中崎89番地4

申立人 中崎 敏美

権利の届出の終期 令和7年12月16日

令和7年12月22日 二戸簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地

所在 二戸郡一戸町小友字上川原目

地番 54番1

地目 山林

地積 4405平方メートル

(2)登記年月日番号 現在の盛岡地方務局二戸支
局大正15年3月11日受付第1151号

登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 大正15年3月11日設定

目的 立木所有

存続期間 満50年

地代 1ヶ年金5円

支払期 金250円

地上権者 鳥海村大字西法寺字諏訪野47番地5
穴久保九助

(3)登記年月日番号 現在の盛岡地方務局二戸支
局昭和9年11月27日受付第3026号

登記した権利の内容

登記の目的 1番地上権移転

原因 昭和9年11月27日譲渡

地上権者 一戸町大字一戸字本町53番地

保証責任一戸大正社信用組合

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第11号

宮城県登米市中田町上沼字大泉門畑99番地

債務者 有限会社狩野畜産

代表者代表取締役 狩野 茂樹

1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松林 昌紀

4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後1
時50分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第355号

福井県小浜市伏原22、商業登記簿上の本店所
在地福井県小浜市小浜龍田83番地

債務者 福井物産株式会社

代表者代表取締役 松原 芳彦

1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 麻生 英右

4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2
時

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第3038号

愛知県尾張旭市柏井町弥栄37番地9

債務者 株式会社シーディーエフ

代表者代表取締役 藤堂 良一

1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 星野 一郎

4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10
時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3101号

愛知県長久手市五合池102-1

債務者 株式会社アトリー

代表者代表取締役 下島慎一郎

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 内山智映子

4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10
時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第466号

静岡県浜松市中央区馬郡町4553番地

債務者 株式会社セイユー

代表者代表取締役 加藤 誠之

1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚
4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2
時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第90号

山口県周南市大字久米406番地の15

債務者 株式会社フジサービス

代表者代表取締役 藤井 幸生

1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 濱田 忠司

4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11
時

山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第136号

栃木県栃木市日ノ出町4番16号

債務者 有限会社金久保石材

代表者清算人 金久保理恵

1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山内 亮二

4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1
時45分

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第190号

富山県射水市黒河3739番地

債務者 サノ工業株式会社

代表者代表取締役 佐野 清美

1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山本 毅

4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10
時40分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第405号

岡山県倉敷市玉島1904番地

債務者 株式会社エム・アンド・エム・ミヤケ

代表者代表取締役 三宅 理恵

1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森下 裕貴
4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10
時

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第1494号

京都市下京区桜木町99ブーケガルニビルB1

債務者 株式会社REDNESTA

代表者代表取締役 魚田 浩吉

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 日下部和弘

4 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10
時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第322号

奈良県大和高田市大谷313番地、商業登記簿

上の本店所在地奈良県香芝市別所44番地

債務者 三ツ星靴下株式会社

代表者代表取締役 堀田 征治

1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 和島美枝子

4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10
時30分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第324号

奈良県大和高田市大谷313番地、商業登記簿

上の本店所在地奈良県大和高田市大字築山
785番地

債務者 三ツ星産業株式会社

代表者代表取締役 堀田 征治

1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 和島美枝子

4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10
時30分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第475号

北海道函館市松陰町19番2号
債務者 株式会社カルティベート
代表者代表取締役 中根 拓也

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横川 裕宣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時10分

函館地方裁判所

令和7年(フ)第6581号

大阪府吹田市片山町3丁目31-1 BRAVE
吹田駅前1階
債務者 株式会社あみ
代表者代表取締役 井川 和憲

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2522号

京都市東山区本町新6丁目214
債務者 株式会社untitled
代表者代表取締役 藤崎 暁光

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 豪
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後3時

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1180号

堺市北区金岡町1650番地11
債務者 日本ゴム被服株式会社
代表者代表取締役 下井 義貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八木 稔郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午前10時

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1538号

京都市山科区西野山射庭ノ上町186番地12
債務者 京都セレクト株式会社
代表者代表取締役 中村 高志

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石黒 大地
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前10時15分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第293号

兵庫県伊丹市緑ヶ丘2丁目126番地
債務者 株式会社def
代表者代表取締役 山村 裕嗣

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井健一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後1時30分

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第2112号

名古屋市中区栄3丁目15-33栄ガスビル13階
リージャス名古屋栄ガスビルビジネスセンター
債務者 日本エコウィズ株式会社
代表者代表取締役 星野 孝宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 守重 典子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時30分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2208号

埼玉県戸田市笹目5丁目17番地の9
債務者 株式会社Red Gris
代表者代表取締役 大久保 葎

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 出井 宏幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時50分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第183号

岐阜県大垣市島里2丁目29番地5
債務者 株式会社鷹裕工業
代表者代表取締役 安藤 裕和

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 和則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時15分

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第6382号

大阪市旭区高殿6丁目14番27号
債務者 株式会社39ホーム
代表者代表取締役 井上 修行

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北嶋 紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後3時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2588号

札幌市西区平和2条8丁目2番20号
債務者 株式会社今野石工
代表者代表取締役 今野 幹

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 唯史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第338号

福井県鯖江市石田下町第7号12番地
債務者 マツバ眼鏡工業株式会社
代表者代表取締役 三枝 秀和

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 晋一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時20分

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第3039号

愛知県尾張旭市東東西町2丁目3番地
債務者 株式会社H・T GENERAL COMPANY
代表者代表取締役 藤堂 良一

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星野 一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1165号

大阪市住吉区殿辻2丁目2番21号
債務者 株式会社アイルゲット
代表者代表取締役 藤本 博士

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 祐輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1177号

堺市堺区浅香山町1丁目1番24号
債務者 Greed Factory株式会社
代表者代表取締役 要 一夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 佳数
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第2859号

横浜市青葉区青葉台2丁目21番3号
債務者 株式会社ネクストバリュー
代表者代表取締役 石川 和秀

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高世 和洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時10分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3058号

愛知県長久手市戸田谷1405番地
債務者 株式会社ラプセット
代表者代表清算人 石黒 純子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 悠雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1197号

大阪府富田林市中野町東一丁目4番30号
債務者 有限会社城製作所
代表者取締役 城 聖一

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 陽子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第132号

愛媛県四国中央市金生町下分911番地
債務者 金生建設株式会社
代表者代表取締役 宇田 春隆

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡林 義幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時30分
松山地方裁判所西条支部

令和7年（フ）第134号

愛媛県四国中央市金生町下分911番地
債務者 株式会社金建
代表者代表取締役 宇田 美保

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡林 義幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時30分
松山地方裁判所西条支部

令和7年（フ）第2899号

愛知県春日井市高山町字辻山33番地13
債務者 株式会社リッチー
代表者代表取締役 金森 泰生

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 学
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1245号

堺市北区長曾根町3056番地9-301号
債務者 株式会社絆
代表者代表清算人 尾崎 雄一

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第212号

香川県高松市寺井町196番地2
債務者 有限会社村尾工務店
代表者代表取締役 村尾 弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山地 淳仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第296号

広島県福山市新市町大字新市934番地3
債務者 有限会社フジテック
代表者取締役 藤井 茂

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田口 泰斗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第6162号

大阪市西区新町3-8-18西長堀ビジネスゾーン602
債務者 アークル株式会社
代表者代表取締役 小寺 早恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 京子
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6319号

大阪市住吉区大領2-4-21メゾンホレスト105号
債務者 PLOT株式会社
代表者代表取締役 田村 賢太

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笠藤 歩
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6558号

大阪市浪速区難波中2丁目6番20号
債務者 株式会社ナチュラル
代表者代表取締役 國分 一哉

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 裕人
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5966号

大阪府豊中市末広町1丁目1番7-303号
債務者 セレブレイトスマーツ株式会社
代表者代表取締役 祝 聡子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中嶋俊太郎
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6642号

大阪市大正区平尾4丁目17番3号川忠ビル310号
債務者 株式会社エムズマネージメント
代表者代表取締役 坂西 正治

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 道雄
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第651号

大阪府泉南市新家3365-102
債務者 NORIYUKI工業株式会社
代表者代表取締役 高木 唯夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福下 大地
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第487号

函館市深堀町23番25-201号 マンションSK
債務者 亀田 正樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 佑輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
函館地方裁判所

令和7年（フ）第718号

岡山市東区城東台西3丁目11番8号
債務者 松友 愛

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 佳奈

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第755号

岡山市北区表町3丁目6番14号
債務者 出木谷和栄

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武政 祥子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第195号

宮城県大崎市古川福浦1丁目15番18号 県営古川福浦住宅15号
債務者 岩下 晴彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 彰二
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時5分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年（フ）第316号

青森県東津軽郡平内町大字松野木字家岸46番地1
債務者 田中 優

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三上 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第2070号

千葉県緑区おゆみ野1丁目27番地8 αネクストおゆみ野第2式番館201号

債務者 根本 成吉

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永治 衣理
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第664号

兵庫県尼崎市東園田町1丁目211番地の1 ヴェルドミール園田202

債務者 奈本 絹子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷口 芙美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第1816号

千葉市中央区末広2丁目9番4号

債務者 山口 観月

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 聡子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2083号

千葉県市川市曾谷3丁目1番5号

債務者 有賀 久晃

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉橋祐一朗

- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2142号

千葉県市川市相之川3丁目5番5-303号
(メゾン南行徳)

債務者 高橋 希望

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久常 雅世
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2141号

千葉県船橋市金杉8丁目1番11-302号

債務者 小鯛 美恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島貫美穂子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第351号

青森市桂木3丁目26番地2 ロイヤルシャトー浦町308号

債務者 大柳由美子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葛西 洋輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第325号

愛知県新城市川路字夜燈29番地175

債務者 長坂安由子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥田 綾一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第2119号

千葉県大網白里市南玉399番地

債務者 若菜 一宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 真一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第179号

長崎県佐世保市三浦町21番23号 エムエー佐世保マンション 1007号室、前住所長崎県佐世保市三浦町20番4号 グランデュアアルカスパレス 605号

債務者 前新 宏和

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山元 昭則
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第2175号

千葉県中央区港町8番13号 シャン・ド・フルール101号

債務者 周崎 美起

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 國吉 宏明

- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時20分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第123号

岐阜県土岐市泉町大富254番地の22

債務者 水谷 弘美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 敦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第2061号

千葉県船橋市若松2丁目4番7棟407号

債務者 岩佐 周治

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西谷 升孝
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第3117号

名古屋市中区中郷2丁目36番地 シャルマンドミール105号、従前の住所愛知県瀬戸市はぎの台4丁目72番地

債務者 近藤 治

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢澤 孝征
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和 7 年（フ）第 1 6 4 号

大分県宇佐市安心院町野山 4 番地、旧住所山口県下関市豊北町大字角島 3044 番地

債務者 松野 忍

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 9 日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 直行
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 3 月 10 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 8 日午後 2 時 5 分
- 6 破産法 204 条 1 項 2 号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し 5 記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 8 日まで

山口地方裁判所下関支部破産係

令和 7 年（フ）第 1 4 1 号

山口県下関市秋根新町 7 番 4 -1005 号 新下関団地

債務者 中村 文恵

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 9 日午前 10 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 美裕
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 3 月 10 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 13 日午前 11 時
- 6 破産法 204 条 1 項 2 号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し 5 記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 10 日まで

山口地方裁判所下関支部破産係

令和 7 年（フ）第 5 7 8 号

宮崎県児湯郡新富町大字下富田 1885 番地 5

松岡借家

債務者 山本 智史

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 9 日午後 1 時 30 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町元 真也
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 9 日まで
- 5 一般調査期間 令和 8 年 3 月 23 日から令和 8 年 3 月 30 日まで

- 6 破産法 204 条 1 項 2 号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し 5 記載の一般調査期間の満了時まで異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 6 日まで

令和 7 年（フ）第 5 7 9 号

宮崎県児湯郡新富町大字下富田 1885 番地 5

松岡借家

債務者 山本 絵美

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 9 日午後 1 時 30 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町元 真也
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 9 日まで
- 5 一般調査期間 令和 8 年 3 月 23 日から令和 8 年 3 月 30 日まで

- 6 破産法 204 条 1 項 2 号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し 5 記載の一般調査期間の満了時まで異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 6 日まで

令和 7 年（フ）第 5 8 1 1 号

大阪府豊中市螢池南町 3 丁目 3 番 26 号 202 号

債務者 鎌田 哲男

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐山 寧秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 12 日午後 2 時 10 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 26 日まで

大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年（フ）第 1 3 7 号

新潟県村上市大津 2154 番地

債務者 阿部 冴紀

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 2 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 克哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 25 日午前 10 時 50 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 4 日まで

新潟地方裁判所新発田支部

令和 7 年（フ）第 1 4 5 号

新潟県村上市緑町 1 丁目 4 番 57 号 ハイツナウ 101

債務者 本間 操

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 2 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 犬飼 善和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 18 日午前 10 時 50 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 4 日まで

新潟地方裁判所新発田支部

令和 7 年（フ）第 1 2 3 号

岡山県津山市上田邑 278 番地 1

債務者 直原ロサリオこと ジキハラ マリア
ロサリオ フランシスコ

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下宗一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 23 日午後 2 時
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 4 日まで

岡山地方裁判所津山支部

令和 7 年（フ）第 3 3 1 号

沖縄県沖縄市高原 5 丁目 7 番 10 号 La・Luce・acer o 403 号

債務者 濱川るり子

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 吉朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 11 日午後 2 時 30 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 4 日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和 7 年（フ）第 3 3 8 号

沖縄県沖縄市古謝津嘉山町 8 番 12 号 コーポゆい 202

債務者 大兼久達憲

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 11 日午後 2 時 45 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 4 日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和 7 年（フ）第 7 4 号

群馬県桐生市川内町 5 丁目 410-3 ドミール K A 202、住民票上の住所群馬県太田市龍舞町 3958 番地 2

債務者 石内佐登史

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午前 10 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 27 日午前 10 時
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 5 日まで

前橋地方裁判所桐生支部

令和 7 年（フ）第 4 4 2 号

新潟県中央区上大川前通 5 番町 51 番地 2

債務者 鎌田 浩一

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午前 10 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 五十嵐広明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 17 日午後 1 時 30 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 5 日まで

新潟地方裁判所民事部

令和 7 年（フ）第 2 1 5 号

新潟県南魚沼市一村尾 1571 番地 2

債務者 井上 貴子

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊真一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 19 日午前 11 時
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 5 日まで

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和 7 年（フ）第 1 2 4 号

福岡県行橋市西宮市 5 丁目 27 番 29 号 ミランダ ドラッヘン 107

債務者 朝倉 一義

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午前 11 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤村 英明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 19 日午前 10 時
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 5 日まで

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和 7 年（フ）第 5 6 6 号

鹿児島県いちき串木野市生福 9874 番地 182

ウッドタウン市営 7-5 号、前住所香川県高松市高松町 1249 番地 3

債務者 高砂 利章

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午前 11 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 6 日午後 4 時
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 5 日まで

鹿児島地方裁判所民事第 3 部破産係

令和7年(フ)第317号

沖縄県沖縄市胡屋6丁目11番10号 城北マンションP7-7C

債務者 徳盛 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 宗立
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第495号

鹿児島市西陵4丁目21番9号

債務者 大山 亮平

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上釜 明大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第511号

鹿児島市小松原2丁目40番14号 セレンディ小松原410号

債務者 上村 武俊

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 俊一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第1507号

仙台市太白区中田5丁目16番8-411号

債務者 庄司 翔

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅 大貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第87号

宮城県石巻市三ツ股1丁目2番72号 オール電化三ツ股1-11号

債務者 齋藤 和枝 (旧姓遠藤)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 瞳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第134号

宮城県石巻市門脇字一番谷地57番地の18 第二恵仁ホーム、住民票上の住所宮城県石巻市桃生町新田字東町14番地

債務者 佐々木賢治

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須藤 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後4時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第169号

福島市泉字清水田31番地の10

債務者 倉貫久仁子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川端 茂樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
福島地方裁判所

令和7年(フ)第222号

福島市大森字増69番地アンビックス9 104号

債務者 渡辺 康世

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 半澤 一成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
福島地方裁判所

令和7年(フ)第276号

三重県鈴鹿市三日市3丁目22番18号 ラフィネSANOII 1A、前住所三重県鈴鹿市三日市2丁目26番5号

債務者 森 喜信

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 三貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第6315号

大阪府茨木市東奈良1丁目3番16-401号

債務者 阿部 強

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戀田 剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第312号

大阪府泉佐野市栄町3番6号 カメリアⅢ-202

債務者 藩藤 沙織

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高砂健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第171号

鳥取県米子市大篠津町3631番地、旧住所鳥取県米子市大篠津町3625番地

債務者 山口 維啓

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 浩一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第182号

鳥取県西伯郡大山町高田39番地

債務者 浅田 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第1056号

広島市安佐南区東原1丁目9番52-8-204号

債務者 山中 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 道
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1061号

広島市西区高須3丁目10番8-102号

債務者 黒田 翔

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸子 洋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1188号

広島県安芸郡府中町浜田2丁目18番8号 203

債務者 栗栖 久雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 正之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第254号

広島県福山市奈良津町1丁目3番13-107号

債務者 藤本 貴浩

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 元樋 翔吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第61号

福岡県大川市大字坂井63番地1
債務者 井上 健

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松崎広太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和8年(フ)第3号

大分県宇佐市大字上田1224番地
債務者 瀬口 誠司

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神本 博雅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第642号

大阪府岸和田市三田町906番地の5
債務者 岡 勇介

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西野 弘起
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第649号

大阪府岸和田市池尻町18番地の9
債務者 はまゆうトラベルこと 松本 玉子

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 春木 由香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第972号

神戸市垂水区名谷町3173番地 セントポリア
神戸運動公園1001号

債務者 谷水 豪

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大削 武雄

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第609号

鹿児島県鹿児島市花野ヶ丘2丁目43番3号
債務者 川元 由佳

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西 選子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第928号

北九州市門司区柳町3丁目6番10—202号
債務者 荒井明日香

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 美紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第6238号

大阪府東大阪市三島2丁目16番14号 ルミ
エール鴻池新田 103号

債務者 金井 薫

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 新平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第204号

岡山県倉敷市福島249番地5
債務者 若林秀一郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河本 泰政
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第326号

福岡県久留米市諏訪野町2346番地1 ビブレ
マンション諏訪野1103号、前住所福岡県久留
米市東櫛原町1627番地1

債務者 大谷 幸子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡部裕太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第330号

福岡県久留米市国分町1305番地2 プラザ社
田106号

債務者 池田 幸宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 敬介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第777号

北九州市八幡西区穴生2丁目3番7—303号
債務者 大我 耀平

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾崎健二郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第964号

北九州市小倉北区篠崎4丁目8番1—401号、
前住所北九州市小倉北区篠崎3丁目10番3—
303号

債務者 淵田 捷統

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 耕作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1024号

福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木田地51番12号、住
民票上の住所福岡県豊前市大字川内538番地
1

債務者 上田 直紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 多加喜寛明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第71号

兵庫県朝来市和田山町枚田1343番地 枚田住
宅402号、住民票上の住所兵庫県朝来市和田
山町枚田1343番地

債務者 町田由紀江

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野崎奈央子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第397号

群馬県伊勢崎市三和町1957番地1 ミニヨン
パレ II101

債務者 田中 美紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今村 奈央
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第222号

群馬県邑楽郡板倉町大字飯野2038番地 コム
ハウス106、前住所群馬県邑楽郡板倉町大
字初谷2348番地の3

債務者 横塚 勉

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 正人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第213号

香川県高松市寺井町196番地7

債務者 村尾 弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山地 淳仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第2050号

千葉県船橋市宮本9丁目11番1—604号

債務者 中家 良夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 棗 優太
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2051号

千葉県船橋市宮本9丁目11番1—604号

債務者 中家 和子(旧姓吉田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 棗 優太
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2173号

千葉県船橋市本中山3丁目4番26号

債務者 浅田 勇樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笠原 智
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第386号

千葉県四街道市四街道3丁目3番4—501号

ヒューマンスクエア千葉

債務者 内海 孝之

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 足立 啓輔
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第600号

宮崎市大字糸原437番地1

債務者 池田 晃

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 秋山 太一

- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第1327号

仙台市若林区中倉1丁目25—20 岡崎アパート202号室、住民票上の住所仙台市若林区成田町61番地の1 佐松マンション203

債務者 高橋 修一

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島山 拓也
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第5952号

大阪市東淀川区東中島2丁目16番10—702号

債務者 南壽 剛士

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 史朗
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6163号

大阪市城東区関目6丁目15番23号 305

債務者 小寺 早恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 京子
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6172号

大阪府吹田市川園町61番1—510号

債務者 三浦 学祐

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤松 俊治
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6320号

広島県府中市上下町上下1065番地1 おきなap 201

債務者 田村 賢太

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 笠藤 歩

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6374号

大阪市阿倍野区阪南町1丁目25番9号

債務者 前川 義秋

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒元 博之
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6559号

大阪府吹田市垂水町3丁目1番24号、前住所

大阪府吹田市垂水町3丁目17番16—1101号

債務者 國分 一哉

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 裕人
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第61号

長崎県島原市中堀町156番地7

債務者 磯野 哲夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川島 陽介
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年(フ)第6321号

さいたま市大宮区櫛引町1—340—1 カシニオール302号、住民票上の住所大阪市西淀川区野里3丁目3番38—1008号

債務者 阿部 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 玉越 久義
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和7年(フ)第492号**

北海道亀田郡七飯町字大沼町184番地1

債務者 谷目 洋

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
函館地方裁判所**令和7年(フ)第493号**

函館市川原町12番7号 エクレール川原103号室

債務者 山田まゆみ(旧姓平井)

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第498号

函館市日吉町3丁目39番11号 コーポアンジュ102

債務者 菊池 希望

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第502号

函館市五稜郭町14番23号 五稜ハイツ102

債務者 堀川真理子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第504号

函館市西旭岡町3丁目239番地2 養護老人ホーム まろにえ

債務者 下川 克己

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
函館地方裁判所

令和7年（フ）第272号

山形市小白川町5丁目3番36号 レジデンスサトウ 110号

債務者 安孫子真澄

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年（フ）第1008号

埼玉県所沢市中新井1丁目60番地の12

債務者 吉田 美幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第355号

千葉県八街市富山自1314至1343番地合併2071

債務者 加藤 順一

- 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第223号

新潟県柏崎市三島町10番12—202号 ケンハウス

債務者 佐藤 晋元

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年（フ）第231号

新潟県長岡市東新町2丁目1番37号 コーポあさひ101号室

債務者 東 淳子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年（フ）第236号

新潟県長岡市上除町西1丁目410番地 ユニバーサルハイツ上除205号室、前住所新潟県長岡市柏町2丁目6番30—404号 ダイアパレス柏町404号室

債務者 池田三稚子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年（フ）第271号

愛知県豊橋市石巻萩平町字城下48番地4、住民票上の住所愛知県豊橋市石巻萩平町字城下48番地11

債務者 大橋 彩子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（フ）第322号

岡山県倉敷市堀南747番地1

債務者 高橋絵梨香（旧姓福馬）

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年（フ）第429号

岡山県倉敷市西岡1160番地1 エレガンスN103号室、転居前の住所岡山県倉敷市浜ノ茶屋1丁目12番13—17号 プティフォーレB棟

債務者 坂井 夕夏

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年（フ）第109号

北海道北見市常盤町3丁目8番35号 五月荘管理人室

債務者 池下 正一

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後0時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年（フ）第2027号

埼玉県上尾市大字小敷谷997番地4 高千穂ハイツ203

債務者 水沼 幸之

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2159号

埼玉県川口市大字東本郷220番地の8

債務者 田中 祐汰

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2211号

埼玉県戸田市笹目1丁目41番地の5 ロイヤルガーデン502号室

債務者 南 亜古（旧姓野村）

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2242号

さいたま市南区太田窪5丁目26番5—202号

債務者 西田 拓哉

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2282号

埼玉県久喜市北広島1098番地17

債務者 岩崎 香奈

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2285号

さいたま市岩槻区仲町2丁目3番6号 ダガード岩槻102号

債務者 谷戸 剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2301号

さいたま市桜区栄和5丁目20番27号 ポナール関206

債務者 高野 正樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2305号

さいたま市見沼区大字大谷1822番地2 大宮七里住宅RH-202

債務者 坂上ジーナゴンザーガ

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第798号

埼玉県草加市長栄1丁目772番地8

債務者 剣 勇太

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1013号

埼玉県狭山市祇園12番1号 ドミール狭山203

債務者 門川 美咲

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第405号

埼玉県熊谷市新堀1214番地5 シェーヴールドール101号

債務者 諸田 豊美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第418号

埼玉県東松山市松葉町2丁目17番16号

債務者 新保 龍亜(旧姓小环)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第427号

埼玉県行田市大字持田1731番地2

債務者 徳田 悠希(旧姓小俣)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第440号

埼玉県深谷市本郷1366番地16 住宅型有料老人ホーム ふれあい深谷、旧住所東京都練馬区東大泉2丁目15番6-207号

債務者 鈴木 伸夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第443号

埼玉県熊谷市銀座4丁目5番19号 もろちゃんち、旧住所埼玉県熊谷市広瀬800番地34

債務者 渡邊 ヒサ

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第451号

埼玉県行田市天満3番39号

債務者 加賀美俊郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第179号

山口県宇部市上野中町3番58号

債務者 藤田 裕子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第2164号

札幌市東区中沼1条3丁目8番9号、申立時の住所札幌市白石区菊水元町9条2丁目1番12号 ロイヤルハイツJ-103号

債務者 巖岩 将司

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2206号

札幌市西区西町南21丁目4番15-503号

債務者 藤村由美子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2400号

札幌市豊平区西岡2条11丁目4番13号

債務者 石田 直美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2480号

札幌市東区北38条東14丁目2番5号 バレスアトランティス301号

債務者 澤田ルミ子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2512号

北海道江別市野幌松並町14番地の2 102

債務者 内田 梨緒

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2541号

札幌市豊平区平岸1条14丁目5番32号 フォレスト天神山306号

債務者 中山 智美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2576号

札幌市厚別区青葉町4丁目1番26号 クレーゲル新札幌201号

債務者 加藤 雄介

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第265号

釧路市鶴野東2丁目4番21号
債務者 鈴木 晴美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第35号

北海道標津郡中標津町東二十四条南6丁目2番地6、前住所北海道釧路市昭和中央6丁目10番6号 コーポフィルII 201
債務者 木村 則子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和7年(フ)第394号

群馬県渋川市渋川2743番地2
債務者 岸 香織

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第424号

群馬県前橋市日吉町2丁目4番地8
債務者 福田 信行

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第314号

群馬県高崎市新保町1043番地8
債務者 廣上 愛莉

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第58号

京都府京丹後市久美浜町130番地の8 エルモンテ久美浜102号室
債務者 ガウタムビベク (GAUTAM BIBEK)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第2181号

東京都八王子市散田町3丁目17番11号N. Sビル101号
債務者 山部 幹太

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2275号

東京都府中市日新町4丁目37番地の27
債務者 四作みさき (旧姓西村)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2289号

東京都羽村市神明台2丁目5番地33神明台住宅301
債務者 後藤 千尋

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第93号

新潟県上越市大潟区土底浜3847番地29
債務者 須藤 未旺

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第418号

静岡県田方郡函南町仁田114番地の6 ファミール塚田205
債務者 田中 智彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第373号

香川県高松市太田下町2181番地1 リマーニ太田304
債務者 秋葉 雪絵

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第156号

香川県丸亀市土器町東8丁目445番地8
債務者 神垣実宝子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時15分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第158号

香川県丸亀市新浜町1丁目12番13-401号
シーサイドビル
債務者 矢野 一郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時15分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第80号

長崎県諫早市青葉台79番地、前住所長崎県諫早市鷺崎町413番地グリーンハイツ井田1号
債務者 岩本 光子 (旧姓木本)

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第120号

長崎県大村市池田2丁目652番地1 ボヌール池田A102
債務者 吉元 駿

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第124号

長崎県大村市植松1丁目83番地22 2号
債務者 佐藤 綾子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第130号

長崎県大村市東三城町12番地1 和光マンション403、前住所長崎県大村市水主町1丁目978番地76

債務者 中野久美子(旧姓三根)

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係

財産状況報告集会等の期日変更

令和7年(フ)第306号

長崎県長崎市田中町1903番地4

破産者 井手 明子

主文 本件財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の各期日(令和8年3月11日午前10時45分)を令和8年3月11日午後1時30分に変更する。

令和8年1月5日 長崎地方裁判所民事部

破産手続廃止

令和7年(フ)第1号

島根県鹿足郡吉賀町白谷612番地

破産者 齋藤 泳史

- 1 決定年月日 令和8年1月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

松江地方裁判所益田支部

令和7年(フ)第68号

兵庫県伊丹市東野4丁目11番地の41

破産者 有限会社ジャストグリーン

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第100号

北海道苫小牧市川沿町6丁目13番11号

破産者 株式会社トラスト

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年(フ)第1441号

札幌市東区北40条東15丁目3番1-1006号

破産者 青木多希始

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1844号

北海道江別市ゆめみ野南町29番地の3

破産者 有馬 康平

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和5年(フ)第3814号

大阪府守口市南寺方東通5丁目6番1号

破産者 宮川電工こと 宮川 好

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第69号

兵庫県伊丹市大野2丁目158番地2 平成ハイツ301号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市東野4丁目11番地の41

破産者 遠地 保明

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和6年(フ)第254号

愛媛県伊予郡砥部町宮内2363番地

破産者 北野 麻夫

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第262号

愛媛県松山市土居田町517番地5 ビーライン青木203号

破産者 竹内由理子

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第249号

福岡県久留米市荒木町白口2259番地2 ビレッジハウス荒木一号棟204号、前住所福岡県久留米市荒木町白口3001番地28 ツインドリーム荒木1番館103号

破産者 高木 陽子

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第75号

北海道苫小牧市明野新町6丁目32番13号ノルフィーノリデア21B、住民票上の住所北海道苫小牧市沼ノ端中央1丁目25番7号

破産者 数矢 陽一

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第130号

北海道千歳市大和4丁目2番4号 養護老人ホーム千歳千寿園、開始決定時の住所北海道苫小牧市若草町5丁目5番16-204号

破産者 三井 和子(旧姓柴村)

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第157号

北海道苫小牧市光洋町1丁目17番26号 ピュアコート302

破産者 川口 隆広

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第91号

岩手県和賀郡西和賀町沢内字猿橋35地割124番地1

破産者 三浦 明美

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第347号

新潟市東区牡丹山6丁目11番1号 コーポソフィア101号

破産者 石塚 智

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第457号

新潟市西蒲区旗屋215番地2

破産者 上原 良照

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和 7 年（フ）第 1 5 号

和歌山県新宮市佐野1261番地の1 グリーン
コーポ 2号室

破産者 佐野 聖斗

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和 7 年（フ）第 1 6 号

和歌山県新宮市緑ヶ丘 1 丁目 5 番 24 号 緑ヶ
丘アパート 201 号室、前住所和歌山県新宮市
蓬萊 3 丁目 4 番 12 号

破産者 堀口 結夢

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和 7 年（フ）第 3 8 6 号

大分市高松東 1 丁目 5 番 5 号 P r o s p e
r i t a 高松東 401

破産者 甲斐 昭次

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第 1 部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定**令和 6 年（フ）第 3 3 2 号**

岩手県大船渡市大船渡町字明神前 15 番地 8、
前住所岩手県大船渡市大船渡町字新田 50 番地
10

破産者 菅生 正一

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 8 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 6 年（フ）第 2 3 号

福岡県久留米市津福今町 404 番地 112 津福サ
ンハイツ 201 号、開始決定時の住所福岡県久
留米市大善寺南 2 丁目 7 番 県営大善寺団地
300 棟 101 号

破産者 フラッシュ工芸こと 加藤 竜二

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 8 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和 7 年（フ）第 1 1 6 号

大津市二本松 8 番 12 号 二本松団地 203 号

破産者 小森 啓喜

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和 6 年（フ）第 3 2 9 号

香川県高松市松福町 2 丁目 5 番 14 号

破産者 藤川 憲二

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**破産債権の届出期間及び一般
調査期日****令和 7 年（フ）第 4 0 7 号**

熊本県天草市東浜町 15 番 6 号

破産者 川上 昌伸

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 6 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 3 月 10 日午前 11 時
令和 8 年 1 月 8 日
熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 7 年（フ）第 2 3 3 号

北海道旭川市東光 6 条 6 丁目 3 番 5 号

破産者 寺島 元貴

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 10 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 3 月 26 日午後 2 時
令和 8 年 1 月 9 日 旭川地方裁判所民事部

令和 7 年（フ）第 2 3 4 号

北海道旭川市東光 6 条 6 丁目 3 番 5 号

破産者 寺島あずさ

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 10 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 3 月 26 日午後 2 時
令和 8 年 1 月 9 日 旭川地方裁判所民事部

令和 6 年（フ）第 3 2 6 号

高知市寿町 5 番 12 号

破産者 株式会社 S t o r y

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 3 月 25 日午前 10 時 10
分
令和 8 年 1 月 9 日 高知地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法 89 条 3 項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和 7 年（フ）第 4 4 0 号

宮崎市霧島 3 丁目 79 番地 加賀ビル 306 号

破産者 嶋林 正

- 異議申述期間 令和 8 年 2 月 20 日まで
令和 8 年 1 月 9 日 宮崎地方裁判所破産係

令和 7 年（フ）第 4 4 7 号

宮崎市長湊野 1 丁目 9 番地 5、前住所宮崎
市太田 2 丁目 2 番 34 号 ドミール太田 305 号

- 破産者 野口 和暉
異議申述期間 令和 8 年 2 月 20 日まで
令和 8 年 1 月 9 日 宮崎地方裁判所破産係

令和 7 年（フ）第 2 4 号

北海道新冠郡新冠町字明和 120 番地の 4

破産者 水島 俊一

- 異議申述期間 令和 8 年 3 月 5 日まで
令和 8 年 1 月 8 日
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和 7 年（フ）第 3 9 3 5 号

大阪市阿倍野区阪南町 6 丁目 1 番 3 号

破産者 株式会社 T O R I K O

- 異議申述期間 令和 8 年 3 月 5 日まで
令和 8 年 1 月 8 日
大阪地方裁判所第 6 民事部

特別清算終結**令和 6 年（ヒ）第 1 6 号**

栃木県宇都宮市富士見が丘 4 丁目 24 番 5 号
清算株式会社 株式会社菊地漆器

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 6 日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第 1 民事部

令和 7 年（ヒ）第 1 4 号

香川県木田郡三木町大字井戸 621 番地 1
清算株式会社 株式会社 P S K

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 6 日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

令和 7 年（ヒ）第 2 0 5 6 号

東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号新国際
ビル 4 階

清算株式会社 株式会社キバタン

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 6 日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（ヒ）第 1 0 0 7 号

横浜市鶴見区矢向 6 丁目 6 番 13 号
清算株式会社 株式会社川崎管財

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 6 日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（ヒ）第 3 0 3 4 号

大阪府交野市幾野 6 丁目 33 番 2 号
清算株式会社 エスケー株式会社

- 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 26 日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年（ヒ）第 1 6 号

徳島県徳島市問屋町 52 番地
清算株式会社 株式会社アロー

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 5 日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

配当表認可**令和 2 年（船）第 1 号**

福岡市博多区神屋町 9 番 23 号
申立人 日之出海運株式会社

- 配当表を認可した。
令和 8 年 1 月 5 日
福岡地方裁判所第 4 民事部

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

令和7年(再イ)第84号

静岡市駿河区広野5丁目1番47号
再生債務者 松下智恵子
特別異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月12日まで
令和8年1月9日
静岡地方裁判所民事第2部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第94号

横浜市南区井土ヶ谷中町1番地10 フロール
横浜井土ヶ谷712号
再生債務者 浅間 賀信
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月22日まで
令和8年1月8日
横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第301号

東京都大田区大森西4-7-24
再生債務者 小山内良名
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで
令和8年1月8日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第384号

東京都足立区関原3-12-11-310
再生債務者 大森 亮
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで
令和8年1月8日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第389号

東京都墨田区東駒形4-1-4-1201
再生債務者 中島 和哉
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで
令和8年1月8日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第407号

東京都足立区舎人3-5-13
再生債務者 大貫 宏司
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで
令和8年1月8日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第420号

東京都練馬区向山1-11-10-405
再生債務者 折笠 真也
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで
令和8年1月8日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第10号

岩手県奥州市胆沢南都田字蓬平31番地19
再生債務者 菊屋 滯二
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月28日まで
令和8年1月8日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(再イ)第32号

福岡県久留米市北野町高良1807番地34
再生債務者 末次二佑輝(旧姓釜堀)
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月28日まで
令和8年1月7日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第35号

福岡県小郡市三沢2930番地1
再生債務者 山田 和孝
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月28日まで
令和8年1月7日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第129号

埼玉県戸田市上戸田4丁目12番16-403号
再生債務者 山岸 和弘

1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで
令和8年1月8日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第65号

川崎市幸区古市場1丁目21番地1 カーサ清光 303
再生債務者 岡本 勇氣
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで
令和8年1月8日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第22号

岐阜県多治見市西坂町3丁目171番地
再生債務者 芝田 和典
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで
令和8年1月8日
岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(再イ)第431号

大阪府吹田市南金田2丁目23番2-105号
再生債務者 南 貴浩
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで
令和8年1月8日
大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第41号

大阪府和泉市和田町232番地の3 シャームゾンいずみ203
再生債務者 山田工業こと 山田 将知
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。
令和8年1月8日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第114号

神戸市須磨区千歳町4丁目3番34-104号
再生債務者 花岡 隆幸

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年1月8日

**神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
給与所得者等再生による再生手続開始**

令和7年(再口)第2号

兵庫県宝塚市亀井町9番70号
再生債務者 小坂 勇太
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第7号

神奈川県綾瀬市深谷中5丁目11番8号
再生債務者 須藤 光儀
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月20日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年1月22日まで
令和8年1月8日
横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再口)第8号

兵庫県三木市さつき台2丁目17番地の19
再生債務者 藤川 捺範
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年1月29日まで
令和8年1月8日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再口)第5号

山梨県甲府市飯田3丁目6番21号
再生債務者 星野 善一
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月23日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月8日
甲府地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可**令和 7 年（再口）第 3 号**

神戸市北区藤原台北町 1 丁目 6 番 6 号
再生債務者 大戸 真一

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 7 年 12 月 16 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 1 月 8 日

神戸地方裁判所第 3 民事部個人再生係

令和 7 年（再口）第 4 号

山梨県南アルプス市榎原 375 ディアコートソレイユ 103 号（住民票上の住所）茨城県小美玉市栗又四ヶ 2395 番地 102
再生債務者 大塚 宗昭

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 1 月 5 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 1 月 7 日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和 7 年（再口）第 3 号

札幌市東区北 18 条東 4 丁目 4 番 7-101 号
再生債務者 水野 嘉永

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 1 月 9 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 7 年（再口）第 4 号

千葉県柏市根戸 2022 番地 1 コンフォルシア北柏 202 号
再生債務者 戸邊 健一

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 1 月 7 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 1 月 8 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和 7 年（チ）第 6 号

大津市浜大津 4 丁目 1 番 1-1213 号

申立人 有本 茂樹
京都市西京区大枝南福西町 1 丁目 4 番地 31
申立人 有本 貴裕
住所・居所 不明
（最後の住所）兵庫県尼崎市上ノ島町 2 丁目 4 番 14 号正和荘 7 号

所在等不明共有者 有本 新治

届出期間満了日 令和 8 年 4 月 30 日

令和 8 年 1 月 6 日 京都地方裁判所宮津支部

（別紙）物件目録

所在 宮津市宇吉原

地番 2553 番 1

地目 宅地

地積 267.66 平方メートル

所在等不明共有者の持分 3 分の 1

所在 宮津市宇吉原 2553 番地

家屋番号 2553 番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 136.19 平方メートル

所在等不明共有者の持分 3 分の 1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年（チ）第 5 3 号

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所

申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
（亡木下光夫の最後の住所）神戸市東灘区御影石町 4 丁目 19 番 10 号

所有者 亡木下光夫相続財産

届出期間満了日 令和 8 年 3 月 6 日

令和 8 年 1 月 6 日 神戸地方裁判所

（別紙）物件目録

- 所在 神戸市東灘区御影石町四丁目
地番 12 番 2
地目 宅地
地積 47.60 平方メートル
- 所在 神戸市東灘区御影石町四丁目 12 番地 2
家屋番号 12 番 2 の 2
種類 居宅
構造 木造スレート葺 2 階建
床面積 1 階 33.06 平方メートル
2 階 30.91 平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年（チ）第 1 2 号

群馬県高崎市倉賀野町 4631 番地 8

申立人 株式会社トライ

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）東京都新宿区西大久保二丁目 265 番地 1 光マンション 102 号

所有者 五月女ミヤ子

届出期間満了日 令和 8 年 3 月 6 日

令和 8 年 1 月 6 日 札幌地方裁判所岩内支部

（別紙）物件目録

所在 虻田郡倶知安町字巽

地番 293 番 17

地目 原野

地積 1815 平方メートル

令和 7 年（チ）第 1 2 号

岐阜県恵那市長島町中野 805 番地 1

申立人 林 恭生

住所・居所 不明

（最後の住所及び不動産登記記録上の住所）

岐阜県中津川市阿木 452 番戸（固定資産評価証明書上の住所）岐阜県中津川市阿木 6937

所有者 鷹見 志な

届出期間満了日 令和 8 年 3 月 6 日

令和 8 年 1 月 6 日

岐阜地方裁判所多治見支部

（別紙）物件目録

所在 恵那市長島町中野字山野田

地番 805 番 2

地目 畑

地積 115 平方メートル

令和 7 年（チ）第 1 0 号

静岡県沼津市大諏訪 40 番地の 2 サンコート A S A B A 103

申立人 下村 有希

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）静岡県沼津市大諏訪 40 番地の 2 サンコート A S A B A 103

所有者 下村 幸司

届出期間満了日 令和 8 年 2 月 27 日

令和 8 年 1 月 6 日 静岡地方裁判所沼津支部

（別紙）物件目録

- 所在 沼津市大諏訪字河原
地番 459 番 27
地目 宅地
地積 198.38 平方メートル
- 所在 沼津市大諏訪字河原
地番 459 番 28
地目 宅地
地積 123.06 平方メートル

令和 7 年（チ）第 5 号

京都府宮津市宇吉原 2586 番地の 2

申立人 京都府丹後土木事務所長 南郷 篤

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）京都府竹野郡弥栄町字溝谷 1795 番地

所有者 山添 重一

届出期間満了日 令和 8 年 2 月 27 日

令和 8 年 1 月 6 日 京都地方裁判所宮津支部

（別紙）物件目録

所在 京丹後市弥栄町溝谷小字フキノヲカ

地番 10040 番 9

地目 山林

地積 234 平方メートル

令和7年(子)第13号

広島市中区小町4番33号
申立人 中国電力ネットワーク株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 岡山市東幸西955番地
所有者 藤原 賢
届出期間満了日 令和8年3月6日
令和8年1月6日

岡山地方裁判所第3民事部
(別紙) 物件目録
所在 岡山市東区東幸西地番 769番
地目 畑
地積 509平方メートル
令和7年(子)第4号

宮崎市古城町山ノ城5714番地2
申立人 有限会社廣建設
代表者代表取締役 鬼塚 廣
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 宮崎市祇園三丁目25番地1
(最後の住所) 宮崎市中村東1丁目4番31号
所有者 早崎 民男
届出期間満了日 令和8年2月27日
令和8年1月6日 宮崎地方裁判所

(別紙) 物件目録
1 所在 宮崎市田野町宇賀瀬原
地番 乙9634番9
地目 公衆用道路
地積 441平方メートル

会社の他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年一月二十日
掲載頁 二頁
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年一月二十日
掲載頁 二頁

令和八年一月二十日

栃木県さくら市早乙女二〇六八番地
(甲) 株式会社MGCマネイジメント
代表取締役 長谷川孝之
(乙) 株式会社芳賀ファーム
代表取締役 芳賀 琴葉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) https://anipos.co.jp/
company-information/public-notice/
令和八年一月二十日
東京都千代田区麹町三丁目二番地垣見麹町ビル別館四階
(甲) APホールディングス株式会社
代表取締役 徳永 康雄
(乙) 株式会社アノボス
代表取締役 大川 拓洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://www.ko-koku.jp/
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
令和八年一月二十日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
(甲) TFホールディングス株式会社
代表取締役 松岡 修
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
(乙) TF2ホールディングス株式会社
代表取締役 松岡 修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) http://www.axa-im.co.jp/
(乙) https://www.bnp-paribas-am.com/ja-jp/
令和八年一月二十日
東京都港区白金一丁目一七番三三号
(甲) アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
代表取締役 ローラン・ジャックマン
東京都千代田区丸の内二丁目九番一号グラントウキョウノースタワー
(乙) BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
代表取締役 土岐 大介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十三日
掲載頁 五十七頁(号外第六号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十三日
掲載頁 五十五頁(号外第六号)
令和八年一月二十日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番一―号
(甲) 株式会社コスギ
代表取締役 小杉佐太郎
東京都渋谷区代官山町二番三三号
(乙) 株式会社マニフェストデイスティー
代表取締役 中澤 啓至

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 一七一頁(号外第一四六号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年一月七日
掲載頁 九十三頁(号外第三号)
令和八年一月二十日
東京都千代田区神田錦町一丁目一三番地大手町宝栄ビル七〇一―号
(甲) 株式会社ラフトシステム
代表取締役 市原 雄爾
東京都港区西新橋三丁目二三番六号第一白川ビル四階B二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://www.niigata-subaru.co.jp/
company/epublicnotice.html
(乙) https://www.subaru-shinsu.co.jp/
company/epublicnotice.html
https://www.hokuriku-subaru.co.jp/
company/epublicnotice.html
令和八年一月二十日
新潟県新潟市西区山田二二〇七番地
(甲) 新潟スバル自動車株式会社
代表取締役 小島 敦
長野県長野市若里四丁目一四番一八号
(乙) スバル信州株式会社
代表取締役 川田 雅夫

- 石川県金沢市泉本町三丁目一〇二番地
(丙) 北陸スバル自動車株式会社
代表取締役 長谷川謙一

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年九月三十日
 掲載頁 一三三頁(号外第二一九号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十月三日
 掲載頁 一〇七頁(号外第二二二号)

令和八年一月二十日
 長野県須賀郡下諏訪町高木八九四三番地
 (甲) 株式会社みずず精工
 代表取締役 丸山 佳成

代表取締役 丸山 佳成
 (乙) 株式会社エルク
 代表取締役 丸山 佳成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/nankai-fshnml>

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日
 掲載頁 一七九頁(号外第一三六号)

令和八年一月二十日
 大阪府中央区難波五丁目一番六〇号
 (甲) 南海フードシステム株式会社
 代表取締役 眞貝征志郎

代表取締役 眞貝征志郎
 (乙) 泉鉄産業株式会社
 代表取締役 村上 敏也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.daiichi.co.jp/corporate/ir/koukoku.html>

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月十九日
 掲載頁 二三三頁

令和八年一月二十日
 神戸市中央区港島中町四丁目一番一
 (甲) 株式会社ダイエー
 代表取締役 西峠 泰男
 大阪市北区天神橋二丁目三番一六号
 (乙) 株式会社光洋
 代表取締役 西峠 泰男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月九日
 掲載頁 一五三頁(号外第五号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月九日
 掲載頁 二十九頁(第一六二三号)

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月九日
 掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日
 兵庫県芦屋市打出小槌町八番一五号二階
 (甲) 株式会社アイ・キューブ
 代表取締役 西原 一将

代表取締役 西原 一将
 東京都江東区越中島一丁目一番一号ヤマタ
 ネ深川一号館二階
 (乙) Eatreat株式会社
 代表取締役 西原 一将

代表取締役 西原 一将
 鹿児島市与次郎一丁目一〇番二一〇号
 (丙) ミイル株式会社
 代表取締役 西原 一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月九日
 掲載頁 一五三頁(号外第五号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日
 広島県呉市倉橋町七四七番地の五
 (甲) 倉橋島海産株式会社
 代表取締役 西原 一将
 広島県呉市倉橋町七四七番地の五
 (乙) 有限会社大良
 代表取締役 西原 一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に予定しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十三日
 掲載頁 五十六頁(号外第六号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十三日
 掲載頁 五十五頁(号外第六号)

令和八年一月二十日
 香川県高松市国分寺町福家甲三七二五番地一
 (甲) 株式会社フロムファースト・HD
 代表取締役 佐野由紀子
 香川県綾歌郡宇多津町大字東分一九三三番地
 (乙) 丸福株式会社
 代表取締役 福島 昌嗣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月三十日
 掲載頁 六十三頁(号外第二二〇号)

(乙) 掲載 官報
 掲載の日付 令和七年五月三十日
 掲載頁 六十三頁(号外第二二〇号)

令和八年一月二十日
 愛媛県四国中央市土居町中村六二〇番地一
 (甲) 株式会社オーブン
 代表取締役 疇地 康之
 香川県三豊市豊中町本山乙七二二番地八
 (乙) 株式会社細川食品
 代表取締役 疇地 康之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十五日
 掲載頁 一四八頁(号外第二八四号)

令和八年一月二十日
 福岡県糸島市泊一四五〇番地二
 (甲) 株式会社SUBCULTURE
 UNITED
 代表取締役 富田 祥

代表取締役 富田 祥
 福岡市中央区清川二丁目一番二一〇号二
 (乙) 株式会社NEO FUKU
 代表取締役 富田 祥

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む関東地域において行っている小平店、船堀店、東大島店、湘南台店、三ツ境店、海老名店、鴨居店、西台店、新松戸店、武蔵村山店、港南台店及び上溝店で乙が営む事業のうち、デベロッパ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
<https://www.daiichi.co.jp/corporate/ir/koukoku.html>

令和八年一月二十日
 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
 (甲) イオンCRESOLソリューションズ株式会社
 代表取締役 岡崎 龍馬

代表取締役 岡崎 龍馬
 (乙) 株式会社ダイエー
 代表取締役 西峠 泰男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業のうち専ら環境事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十三日

掲載頁 三二二頁(号外第一六八号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十六日

掲載頁 七十頁(号外第一三二二号)

令和八年一月二十日

東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号

(甲) シナネン株式会社

代表取締役 小松 良則

埼玉県桶川市鴨川二丁目三番一六号

(乙) シナネンフアシリテイーズ株式会社

代表取締役 川名 英二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道広尾郡広尾町野塚一四線二二他における太陽光発電事業、北海道広尾郡広尾町字野塚七六八二〇他における太陽光発電事業、北海道登別市常盤町六一一九一四における太陽光発電事業、北海道根室市厚床二二二五二一〇二における太陽光発電事業、北海道石狩郡当別町字弁華別四三一一八他における太陽光発電事業及び北海道河東郡上士幌町東三線二四九一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユニテッド総合事務所内

(甲) ブルインフラ24号合同会社

代表社員 ブルインフラホールディングス24号一般社団法人

職務執行者 池田 卓也

東京都港区芝大門二丁目一二番三三共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

(乙) ソーラーマイル合同会社

代表社員 ソーラーマイルホルディングス一般社団法人

職務執行者 岡田 育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社クボタのグループ会社(株式会社クボタ、その子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に定義されたものをいう。)及び関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第五項に定義されたものをいう。))をいい、乙を除く。)に提供する借上寮・借上社宅賃貸借事業(甲子園寮に係る事業を除く。)に關して乙が有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月三十日

掲載頁 八十三頁(号外第九十七号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年三月十七日

掲載頁 七十六頁(号外第五十三号)

令和八年一月二十日

大阪市浪速区敷津東一丁目二番四七号

(甲) クボタエイトサービス株式会社

代表取締役 道林 悟

東京都中央区八丁堀四丁目二番二二

(乙) 平和管財株式会社

代表取締役 田口 和宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するApprendre株式会社(住所新潟県新潟市中央区紫竹山三丁目一一番二七号)に対して当社の資産運用関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日

新潟県新潟市江南区亀田緑町四丁目二番一五号

有限会社くまちゃん動物病院

代表取締役 熊倉伸太郎

組織変更公告

当社は、総社員の同意により組織変更し、商号を株式会社パートナーとする事にいたしました。つきましては、この変更により異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

東京都新宿区四谷四丁目一番地小島ビル四〇一 合同会社TFIコンサルティング

代表社員 鈴木 章

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

東京都港区赤坂三丁目二番六号赤坂光映ビル五階

代表社員 田中 孝志

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

東京都渋谷区神南一丁目一番四号FPGリンクス神南五階 合同会社CCエナジー

代表社員 TMRグループ株式会社

職務執行者 真田 ティ

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

東京都世田谷区成城五一三三三 ナパプロ合同会社

代表社員 渡部 圭哉

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

東京都新宿区西新宿七丁目五番九一二〇八号 アライン合同会社

代表社員 野呂 駿介

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

東京都中央区日本橋三丁目三番一七号

ReKnow東日本橋B4

ジェイマツトジャパン合同会社

代表社員 大下 甚

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

東京都千代田区外神田三二一六二F H協和スクエアA二〇

代表社員 JAPANDCO合同会社

代表社員 バレー・フランク・フロレン

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

横浜市西区浅間町一丁目四番三三ウイザードビル四〇二 合同会社ライラックf.

代表社員 辻 潤一郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日

神奈川県横浜市港北区箕輪町一三二一

一一一〇一 合同会社Bii

代表社員 佐藤 央一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたし
ました。

組織変更後の商号は株式会社松本商事としま
す。効力発生日は令和八年三月一日であり、当社
の総社員の同意の取得は令和八年一月七日に終了
しております。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
名古屋市中区新栄三丁目二二二一
合同会社松琉
代表社員 松本 匡史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたし
ました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
大阪市中央区釣鐘町一丁目二番二号
FASTBREAKE合同会社
代表社員 佐々木未央

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたし
ました。

組織変更後の商号は株式会社SALTRIS
TAとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
福岡市城南区七隈三丁目一四番三号
Rino. Kara合同会社
代表社員 庄嶋由可利

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたし
ました。

組織変更後の商号は株式会社訪問看護ステー
ションりぼんとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
大分市星和台一丁目一五番二二二号
合同会社訪問看護ステーションりぼん
代表社員 酒井 絹恵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九千九百九十七万五
円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

https://k.secure.free.co.jp/companies/
031237/announces
令和八年一月二十日
東京都文京区本郷七丁目三番一号
株式会社Gainix
代表取締役 中尾 健人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十七億九千二十四万九
千九百五十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十二月二十二日
掲載頁 七十七頁(号外第二七九号)
令和八年一月二十日
東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東
京交通会館五F
代表取締役 井ノ瀬広和
ナオヨシ株式会社

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二百八十五万円減少
し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

確定した最終事業年度はありません。
令和八年一月二十日
東京都千代田区麹町三丁目二番地垣見麹町
ビル別館四階
APホールディングス株式会社
代表取締役 徳永 康雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円
とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株
主総会の決議は、令和八年一月二十七日に終了して
おります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月五日
掲載頁 七十一頁(号外第一号)
令和八年一月二十日
東京都港区海岸一丁目六番一―二〇八号
株式会社オズミック
代表取締役 大倉 節子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千一万二千四百円減少
することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月一日
掲載頁 六十六頁(号外第一五〇号)
令和八年一月二十日
東京都千代田区一番町一六番地一
株式会社FOLIOホールディングス
代表取締役 甲斐真一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千三百二十九万八
千五百十円減少し、減少額全額を資本準備金とす
ることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年十月十五日
掲載頁 五頁
令和八年一月二十日
東京都渋谷区渋谷一丁目一五番一二号
エクスペリサス株式会社
代表取締役 丸山 智義

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億円(うち資本準備金
とす額二億五千二百万円)減少することにいた
しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十五日
掲載頁 一八頁(号外第一四三三号)
令和八年一月二十日
東京都港区西新橋二丁目一番一号
マンズワイン株式会社
代表取締役 島崎 大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和七年十二月二十六日
時点の資本金の額から金四億二千三百三十四万六
千五百五十八円減少し、また、令和八年一月三十
一日までの日を払込期日又は払込期間の末日とす
る種類株式を含む募集株式の発行があった場合に
は、当該募集株式の発行により増加する資本金の
額と同額分を減少し、最終的な資本金の額を金一
千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十六日です。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月二十六日
掲載頁 九十三頁(号外第二八六号)
令和八年一月二十日
東京都港区六本木七丁目一四番二三号ラウ
ンドクロス六本木
Polimill株式会社
代表取締役 伊藤あやめ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億円減少することに
いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十日
令和八年一月二十日
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二五番二
二号ライフイノベーションセンターR四〇
七 セラボヘルスケアサービス株式会社
代表取締役 中村 真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億百九十万五百円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

http://www.999.jp.co.jp

令和八年一月二十日

富山県中新川郡上市町若杉五五番地

北日本製菓株式会社

代表取締役 西村 一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し、減少額を資本準備金とすることにいたしました。

官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日

愛知県海部郡飛島村金岡二九番地

株式会社アイエス

代表取締役 石島 昭彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千八百三十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

令和八年一月二十日

大阪市北区茶屋町一番三三二号

ヤンマーブルーテック株式会社

代表取締役 不破 一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

令和八年一月二十日

大分県中津市大字上宮永二六〇番地の四

シゲル産業有限公司

取締役 佐藤 洋

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四、二九五、〇〇〇円減少することにいたしました。

官報

令和七年八月六日

掲載頁 五十三頁(号外第一七九号)

令和八年一月二十日

東京都中央区新川一丁目二番二二一

〇二号 New Bridge株式会社

代表取締役 新橋 利憲

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

官報

令和七年七月十七日

掲載頁 八十四頁(号外第一六四号)

令和八年一月二十日

福岡市博多区博多駅前二丁目八番一

JR九州アセットマネジメント株式会社

代表取締役 黒木 俊彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億四千五百九十九万九千二百九十六円、資本準備金の額を三億八千八百八十八万六千六百一十円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

令和八年一月二十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fishing-v.jp

令和八年一月二十日

東京都新宿区西新宿三丁目九番二

株式会社釣りビジョン

代表取締役 嶋村 安高

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千万円、資本準備金の額を三億八千二百九十九万九千四百八十八円減少することにいたしました。

https://www.cheer-sec.co.jp/rule/electronic-public-notice.html

令和八年一月二十日

東京都中央区新川一丁目一七番二

CHERR証券株式会社

代表取締役 小林 伸行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年二月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましてので公告します。

令和八年一月二十日

新潟県柏崎市松美二丁目五番六八号

株式会社柏新商会

代表取締役 吉田 孝継

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年一月二十日

愛知県名古屋市中区栄五丁目一三番二

ディープラス株式会社

代表取締役 荻谷 大作

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年一月二十日

岩手県花巻市上似内六地割一七五番地一

株式会社岩手米飯

代表取締役 小向 淳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年一月二十日

愛知県豊橋市牛川通五丁目七番地の四

アール電装中部株式会社

代表取締役 早川 史洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年一月二十日

兵庫県伊丹市南町二丁目一番三

伊丹電機工業株式会社

代表取締役 中村 祐一

限定承認公告

本籍千葉県鎌ヶ谷市仲町一六六五番地、最後の住所茨城県神栖市矢田部三五五番地六

被相続人 亡 廣瀬 勝

右被相続人は令和七年八月三十一日死亡し、その相続人は令和八年一月八日水戸家庭裁判所麻生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月二十日

茨城県神栖市矢田部三五五番地六

相続財産清算人 廣瀬 美幸

限定承認公告

本籍東京都練馬区富士見台二丁目一七番、最後の住所長野県佐久市岩村田四一六七番地三

被相続人 亡 有我 辰夫

右被相続人は令和七年十月十一日死亡し、その相続人は令和八年一月五日長野家庭裁判所佐久支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月二十日

長野県北佐久郡御代田町大字草越一七三番地一〇七七

Refuge A 一〇一

相続財産清算人 有我 一寿

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
 当社は、優先資本金の額を六十七億七千五百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月二十一日までに当社にご提出下さい。
 令和八年一月二十日
 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガード
 ンタワー
 広島観音ロジスティクス特定目的会社
 取締役 中村 武

任意清算公告

当社は、令和八年一月九日をもって解散し、会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 令和八年一月二十日
 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味一九〇七番地三
 合資会社朝日産業
 代表社員 照屋 正

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金十九億四千万円減少することといたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年二月十七日
 掲載頁 七十二頁(号外第三十一号)
 令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
 共同会計事務所内
 ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング
 特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金二十億六千万円減少することといたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十一月二十六日
 掲載頁 四十九頁(号外第二五八号)

令和八年一月二十日
 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
 共同会計事務所内
 ジェイ・エム・オー・ピー・ツー・ホールディング特定目的会社
 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金十九億円減少することといたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十一月二十六日
 掲載頁 四十九頁(号外第二五八号)
 令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
 共同会計事務所内
 ジェイ・ユー・ピー・ホールディング特
 定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十六億七千三百八十万円減少することといたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.akasaka-audit.or.jp/balance>
 令和八年一月二十日
 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九
 号株式会社赤坂国際会計内
 滋賀湖南特定目的会社
 取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十四億六百万円減少することといたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.akasaka-audit.or.jp/balance>
 令和八年一月二十日
 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九
 号株式会社赤坂国際会計内
 川口安行特定目的会社
 取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十八億五千四百万円減少することといたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.akasaka-audit.or.jp/balance>
 令和八年一月二十日
 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九
 号株式会社赤坂国際会計内
 福岡久山特定目的会社
 取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十七億七千五百万円減少することといたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十三日付官報号外第九十一号の八十八頁に掲載されています。
 令和八年一月二十日
 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガード
 ンタワー
 広島観音ロジスティクス特定目的会社
 取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金十三億九千八百万円減少することといたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

優先資本金の額の減少公告

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除外します。

債権申出の公告(第一回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除外します。

令和八年一月二十日
 東京都中央区日本橋本町四丁目四番一四号
 長谷川香料株式会社
 確定給付企業年金清算人 江波戸崇道

令和七年七月三十一日厚生労働省告示第二百十三号(租税特別措置法施行令第二十六條の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件)
 (原稿誤り)
 二ページ上段改正後欄一行目から一行目及び下段改正後欄一行目から四行目までは次のとおり
 の誤り。

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六條の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。)とする。

一〇二十三 (略)
 二十四 オメプラゾール
 二十五 九十一 (略)
 九十二 ランソプラゾール
 九十三 九十六 (略)

同ページ上段改正前欄一行目から一行目及び下段改正前欄一行目から四行目までは次のとおり
 の誤り。

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六條の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。)とする。

一〇二十三 (略)
 (新設)
 二十四 九十四 (略)
 九十一 九十四 (略)